

静岡県木材協同組合連合会 県産材製品販路開拓事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

静岡県木材協同組合連合会（以下「県木連」という。）会長は、県産材製品の供給者と需要者の連携・協力による販路開拓に係る取組の促進により、県産材製品の需要を拡大するため、県産材製品販路開拓事業を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）、県産材製品販路開拓マッチング支援事業費補助金交付要綱及び県産材製品販路開拓マッチング支援事業実施要領並びにこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において「県産材製品販路開拓事業」とは、県産材製品の販路開拓に係る取組であって、次の要件の全てを満たす事業をいう。

- ア 県産材製品の供給者と需要者の連携・協力により新たに取り組むもの
- イ 当該取組を行うことにより、最終的に達成しようとする目標を掲げ、その達成に向けた3年間の計画を策定した上で行うもの

第3 補助対象者

- (1) 補助対象者は、県産材製品の供給者又は需要者で、静岡県内に住所又は事業所を有する次に掲げる者とする。
 - ア 木材関連業を営む者又はその組織する団体
 - イ 県産材製品の販路開拓に係る新たな取組を的確に遂行できると認められる者又はその組織する団体
- (2) (1)のうち、法人でない団体にあつては、次に掲げる要件全てを満たしていること。
 - ア 団体の代表者を定めていること。
 - イ 団体の規約を整備し、当該規約には、活動の目的、構成員、合議方法その他組織運営に必要な事項が定められていること。
 - ウ 補助対象となる事業について、収支計算及び区分経理ができること。
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）又は暴力団、暴力団員等（暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する団体でないこと。

第4 補助の対象及び補助率（額）

別表に掲げるとおりとする。

第5 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 販路開拓事業計画書（様式第2号）

ウ 事業計画書（様式第3号）

エ 収支予算書（様式第4号）

(2) 提出期限

別に定める日まで

第6 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ県木連会長（以下「会長」という。）の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けなければならないこと。

- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械、器具その他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、会長が別に定める期間）内において、会長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

- (4) 会長の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県木連に納付させることがあること。

- (5) 補助事業期間内に、特許権、実用新案権、意匠権等（以下「産業財産権等」という。）を出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、速やかに様式第5号による産業財産権等取得届出書を会長に提出しなければならないこと。

- (6) 会長は、補助事業期間内に、補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定等による収益が生じたと認めたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県木連に納付させることがあること。

- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

- (8) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第7 軽微な変更

第6の(1)のア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更をいう。

- (1) 事業の内容の変更

補助目的の達成に支障を来たすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更

- (2) 経費の配分の変更

交付決定を受けた額の20%以内の減少となる変更

第8 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第6号）
- イ 販路開拓事業変更計画書（様式第2号）
- ウ 変更事業計画書（様式第3号）
- エ 変更収支予算書（様式第4号）

第9 実績報告

(1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第7号）
- イ 事業実績書（様式第3号）
- ウ 収支決算書（様式第4号）
- エ その他会長が必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日まで

第10 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第8号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第11 県木連からの通知

補助金交付の決定及び不採択の通知書類

- ア 補助金交付決定通知書（様式第9号）
- イ 補助金交付不採択通知書（様式第10号）
- ウ 補助金交付確定通知書（様式第11号）

附 則

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

別表

| 補助の対象 | 補助率（額） |
|--|---------------------------------------|
| 補助対象者が実施する県産材製品販路開拓事業に要する経費のうち、資材等費、機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、借料・損料、謝金、その他旅費、雑役務費、資料購入費、産業財産権等の導入経費、通訳料・翻訳料、委託費 (注) 消費税は補助対象としない。 | 左に掲げる経費の2分の1の範囲内で、1件当たり1,000千円を限度とする。 |